

# 令和5年第8回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 午後2時35分から午後2時55分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会 長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	永井 稔 高田 秋光
第 2	会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 川本局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	議案第25号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第 7	議案第26号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	
第 8	議案第27号 現況証明書の交付について	

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事

7. 参与

續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和5年第8回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全10名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、善岡会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>暑い中、お疲れ様です。総会後に農地パトロールもあります。</p> <p>本日もよろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和5年 第8回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録署名委員の選出について</p> <p>永井委員・高田委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について</p> <p>会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>お疲れ様でございます。昨日8月20日をもってひまわりまつりが大きな事故も無く終了致しました。また、美葉牛幹線パイプラインに係る経過につきまして報告致します。(時系列にて口頭での報告)</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p> <p>【4ページ朗読】</p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について</p> <p>議事参与の制限はありません。</p> <p>それではこれより、報告一件、議案3件の審議に入ります。</p>

議 長

日程第 6 議案第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約  
について、最初に 5-10 説明願います。

事務局長

5 ページをお開き下さい。

議案第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により、合意解約のあった、別紙の件につ  
いて議決を求める。

令和 5 年 8 月 25 日提出

次のページをご覧ください。

番号 5-10 合意解約

貸 主

借 主

土地の所在は美葉牛 13 番地 1 田が 9 筆、  
面積が 57,601 m<sup>2</sup>です。

資料 1 ページに航空写真があります、黄色の箇所が該当となりますので  
ご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。5-10 承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 5-10 について承認いたします。  
次に番号 5-11 について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-11 合意解約

貸主 [REDACTED]

借主 [REDACTED]

土地の所在は美葉牛 15 番地 5 田が 1 筆、  
面積は 17,553 m<sup>2</sup>です。

資料 1 ページに航空写真があります、水色の箇所が該当となりますので  
ご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。番号 5-11 承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 5-11 について承認いたします。  
次に番号 5-12 について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-12 合意解約

貸主 [REDACTED]

借主 [REDACTED]

土地の所在は和 52 番地 2 田が 4 筆、畑が 1 筆、  
面積は 9,454 m<sup>2</sup>です。

資料 2 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。番号 5-12 承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-12について承認いたします。

日程第6 議案第25号 農地法第18条第6項の規定による合意解約については全て承認されました。

日程第7 議案第26号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、最初に5-贈-3説明願います。

事務局長

9ページをご覧ください。

議案第26号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和5年8月25日提出

次のページをご覧ください。

番号 5-贈-3

所有権の移転を受ける者



所有権の移転をする者



所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、贈与です。

移転時期は、令和5年8月28日です。

土地の所在は、和52番4 外1筆、

田が1筆、畑が1筆で 面積は913㎡となっております。

資料2ページに航空写真があります、水色の箇所が該当となりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。  
番号5-贈-3承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号5-贈-3について承認いたします。  
次に番号5-売-18について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。  
番号 5-売-18  
所有権の移転を受ける者   
所有権の移転をする者   
所有権の移転内容は、売買です。  
移転時期は、令和5年8月28日です。  
対価の支払期限は、令和5年12月8日です。  
売買価格は、31,649,000円です。  
土地の所在は、三谷71番6外38筆、  
田が36筆、畑が3筆で 面積は107,790㎡となっております。  
資料の3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。  
番号5-売-18承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号5-売-18について承認いたします。  
次に番号5-売-19について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。  
番号 5-売-19  
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]  
所有権の移転をする者 [REDACTED]  
所有権の移転内容は、売買です。  
移転時期は、令和5年8月28日です。  
対価の支払期限は、令和5年12月8日です。  
売買価格は、10,152,000円です。  
土地の所在は、三谷81番4外1筆、  
田が2筆、面積は32,156㎡となっております。  
資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。  
番号5-売-19承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号5-売-19について承認いたします。  
次に番号5-売-20について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。  
番号 5-売-20  
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]  
所有権の移転をする者 [REDACTED]  
所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和5年8月28日です。  
対価の支払期限は、令和5年10月31日です。  
売買価格は、15,363,000円です。  
土地の所在は、美葉牛13番1外9筆、  
田が10筆で面積は75,154㎡となっております。  
尚、一時貸付期間は10年となります。  
(一時貸付先 [REDACTED])  
資料の1ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。  
番号5-売-20承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-売-20について承認いたします。  
次に番号5-売-21について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。  
番号 5-売-21  
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]  
所有権の移転をする者 [REDACTED]  
所有権の移転内容は、売買です。  
移転時期は、令和5年8月28日です。  
対価の支払期限は、令和5年10月31日です。  
売買価格は、2,430,000円です。  
土地の所在は、和52番2外2筆、  
田が3筆で面積は8,541㎡となっております。  
尚、一時貸付期間は5年となります。(一時貸付先 [REDACTED])  
資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号5-売-21承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-売-21について承認いたします。

日程第7 議案第26号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

日程第8 議案第27号 現況証明書の交付について、関連がありますので一括して、5-7から事務局より説明願います。

事務局長

16ページをご覧下さい。

議案第27号 現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和5年8月25日提出

17ページをご覧下さい。

5-7

届出人

土地の所在は、竜西65番30 外2筆です。

次のページをご覧下さい。

5-8

届出人

土地の所在は、竜西142番地6 1筆です。

どちらも証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料10ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しております、黄色が北竜土地改良区、水色が竜西農場となりますのでご確認下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。5-7及び5-8承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

5-7及び5-8については承認と致します。

日程第8 議案第27号 現況証明書の交付については全て承認と致します。

以上で第8回農業委員会総会を終了致します。